

長浜市訓令第1号

長浜市の保有する個人情報等管理規程（令和6年長浜市訓令第46号）の一部を次のように改正する。

令和8年1月1日

長浜市長 浅見 宣義

目次中「・第2条」を「—第3条」に、「第3条—第8条」を「第4条—第11条」に、「第9条」を「第12条」に、「第10条」を「第13条」に、「第11条—第19条」を「第14条—第21条」に、「第20条—第34条」を「第22条—第36条」に、「サーバ室等」を「取扱区域及びサーバ室等」に、「第35条・第36条」を「第37条—第39条」に、「第37条・第38条」を「第40条・第41条」に、「第39条—第41条」を「第42条—第44条」に、「第42条—第44条」を「第45条—第48条」に、「第45条・第46条」を「第49条—第51条」に改める。

第46条を第51条とし、第45条を第49条とし、同条の次に次の1条を加える。

（他の規程との関係）

第50条 他の規程の規定により、保有個人情報等の取扱いについて、この規程と別段の定めが設けられている場合にあっては、この規程に定めるものほか、当該規程の定めるところによる。

第10章中第44条を第47条とし、同条の次に次の1条を加える。

（特定個人情報保護評価の実施）

第48条 保護管理者は、番号法第27条及び個人情報保護委員会の定めた規程等に基づき、所管する特定個人情報を取り扱う事務における特定個人情報保護評価を適切に実施するものとする。

第43条を第46条とし、第42条を第45条とする。

第9章中第41条を第44条とする。

第40条中「要する場合」の次に「又は番号法第29条の4第1項の規定による個人情報保護委員会への報告及び同条第2項の規定による本人への通知を要する場合」を加え、同条を第43条とし、第39条を第42条とする。

第38条第1項に次の1号を加える。

（9）特定個人情報等を取り扱う従事者の明確化並びに当該従事者の監督及び教育に関する事項

第38条中第6項を第8項とし、第5項を第7項とし、第4項の次に次の2項を加える。

5 委託先が特定個人情報等の取扱いに係る業務を再委託しようとする場合は、番号法第10条第1項の規定に基づき、事前に許諾を行う。

6 前項の許諾を行う場合、委託をする個人番号利用事務等において取り扱う特定個人情報等の適切な安全管理が図られていることを確認する。また、委託先が再委託先に対して必要かつ適切な監督を行うかを監督するものとし、特定個人情報等の取扱いに係る業

務について再委託先が再々委託を行う場合以降も同様とする。

第8章中第38条を第41条とし、第37条を第40条とする。

第7章中第36条を第39条とし、第35条を第38条とし、同条の前に次の1条を加える。

(取扱区域)

第37条 保護管理者は、特定個人情報等を取り扱う事務を実施する区域においては、事務取扱担当者以外の者が特定個人情報等を容易に閲覧できないよう留意するほか、書類等の盗難又は紛失等を防止するために施錠可能な場所への保管等の物理的な安全管理措置を講ずる。

「第7章 サーバ室等の安全管理」を「第7章 取扱区域及びサーバ室等の安全管理」に改める。

第6章中第34条を第36条とし、第21条から第33条までを2条ずつ繰り下げる。

第20条第1項中「以下第32条を除き、」を「第34条を除き、以下」に改め、同条を第22条とする。

第19条を削り、第5章中第18条を第21条とし、第17条を第20条とする。

第16条中第2項を第3項とし、第1項の次に次の1項を加える。

2 個人番号が記載された文書等が、長浜市文書管理規程（平成18年長浜市訓令第4号）

第38条に規定する保存期間を経過した場合には、当該個人番号が記載された文書等をできるだけ速やかに復元不可能な手段で削除し、又は廃棄する。

第16条に次の1項を加える。

4 保有個人情報等を削除し、又は廃棄した場合は、その記録を保存する。

第16条を第19条とし、第11条から第15条までを3条ずつ繰り下げる。

第4章中第10条を第13条とする。

第9条第4項中「参加機会の付与」を「参加の機会を付与するとともに、研修未受講者に対して再受講の機会を付与する」に改め、同条に次の1項を加える。

5 総括保護管理者は、教育研修を行うに当たり、研修計画を策定し、研修計画に基づき教育研修を実施する。

第3章中第9条を第12条とする。

第2章中第8条を第9条とし、同条の次に次の2条を加える。

(事務取扱担当者の指定等)

第10条 保護管理者は、特定個人情報等を取り扱う職員（以下「事務取扱担当者」という。）を指定し、その役割及び取り扱う特定個人情報等の範囲を明確化する。

(事務取扱担当者の監督)

第11条 総括保護管理者及び保護管理者は、特定個人情報等が適正に取り扱われるよう、事務取扱担当者に対して、必要かつ適切な監督を行う。

第7条を第8条とし、第6条を第7条とする。

第5条第1項中「置かない課」の次に「等」を、「もって」の次に「充て、出先機関又は公の施設においては当該出先機関又は公の施設の所長等をもって」を加え、同条を第6条とする。

第4条第3項中「第6条」を「第7条」に改め、同条を第5条とする。

第3条第1項中「充てる」を「充て、副市長に事故あるとき、又は欠けたときは、総務部長がその職務を代理する」に改め、同条を第4条とする。

第1章中第2条の次に次の1条を加える。

(特定個人情報を取り扱う事務の範囲)

第3条 本市において特定個人情報を取り扱う事務の範囲は、番号法に基づいて実施する個人番号利用事務及び個人番号関係事務並びに住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）に基づいて実施する住民基本台帳に関する事務に限定する。

附 則

(施行期日)

1 この規程は、令和8年4月1日から施行する。

(長浜市情報システム運用管理規程の一部改正)

2 長浜市情報システム運用管理規程（平成18年長浜市訓令第9号）の一部を次のように改正する。

第2条第7号中「第2条第8項」を「第2条第9項」に改め、同条第10号中「又は第2項」を「から第3項まで」に改め、同条第11号中「第9条第3項」を「第9条第4項」に改める。

第5条第2項中「長浜市デジタル行政推進本部設置規程（令和3年長浜市訓令第43号）第6条第5項に規定する特定個人情報統括責任者」を「長浜市の保有する個人情報等管理規程（令和6年長浜市訓令第46号）第4条第1項に規定する総括保護管理者」に改め、同項第3号中「特定」を削る。

(長浜市情報セキュリティ対策基準に関する規程の一部改正)

3 長浜市情報セキュリティ対策基準に関する規程（平成28年長浜市訓令第37号）の一部を次のように改正する。

第2条第5号中「第2条第8項」を「第2条第9項」に改め、同条第8号中「又は第2項」を「から第3項まで」に改め、同条第9号中「第9条第3項」を「第9条第4項」に改める。

第5条第8号イ中「長浜市デジタル行政推進本部設置規程（令和3年長浜市訓令第43号）第6条第5項に規定する特定個人情報統括責任者」を「長浜市の保有する個人情報等管理規程（令和6年長浜市訓令第46号）第4条第1項に規定する総括保護管理者」に改め、同号イ(III)中「特定」を削る。

(長浜市デジタル行政推進本部設置規程の一部改正)

4 長浜市デジタル行政推進本部設置規程（令和3年長浜市訓令第43号）の一部を次のように改正する。

第3条第3項中「特定個人情報統括責任者（平成27年11月18日付け長浜市特定個人情報の適正な取扱いに関する基本方針第5条第1号）を「総括保護管理者（長浜市の保有する個人情報等管理規程（令和6年長浜市訓令第46号）第4条第1項」に改める。

第6条第2項中「取扱」を「取扱い」に改め、同条第3項中「特定個人情報統括責任者」を「総括保護管理者」に改め、同条第5項中「特定個人情報統括責任者」を「総括保護管理者」に、「取扱」を「取扱い」に改め、同項第3号中「特定」を削り、同条第6項中「特定個人情報統括責任者」を「総括保護管理者」に改める。